

平成27年8月26日  
周南共募要綱第2号

社会福祉法人山口県共同募金会周南市共同募金委員会  
赤い羽根共同募金「公募助成事業」実施要綱

改正（平成28年8月24日）

（目的）

第1条 この公募助成事業は、周南市共同募金委員会（以下「本会」という。）が、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進する、市内の地域福祉活動団体やボランティア団体等の福祉活動に対して助成し、その活動を支援していくことを目的とする。

（助成金の財源）

第2条 助成金の財源は、赤い羽根共同募金による地域配分金とする。

（助成の金額）

第3条 1事業20万円を上限とし、総額50万円以内とする。

（助成の対象団体）

第4条 助成金を受けることのできる団体は、次の各号の全てに該当する団体とする。

- （1） 住民の福祉向上のため福祉活動を行う団体
- （2） 住民の福祉向上に効果があると認められる事業を計画する団体
- （3） 周南市内に活動の拠点を置く団体

（助成の対象事業）

第5条 助成金を受けることのできる事業は、周南市域を対象とし住民の福祉向上に寄与し、赤い羽根共同募金の寄付者の理解を得られるもので、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- （1） 高齢者を支援する活動事業
- （2） 障がい児・者を支援する活動事業
- （3） 児童・子育て支援に関する活動事業
- （4） その他住民の福祉向上に寄与すると認められる事業

2 事業は、助成決定の翌年度中に実施される事業とする。

3 事業は、当該事業の実施にあたって他からの助成を受けることのない事業とする。

（助成対象の欠格要件）

第6条 次に該当するものは助成の対象としない。

- （1） 助成金以外の収入を期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。
- （2） 前年度、本公募事業による助成を受けた団体の事業。ただし、助成を継続することにより効果が一層見込まれると判断される事業については、この限りではない。

（助成の対象経費）

第7条 助成金の経費については、別表1に掲げるものとし、それ以外の経費については原則として認めない。ただし、事業を行う上で必要と認められる経費についてはその限りではない。

(助成の申請)

第8条 助成を受けようとする団体は、定められた期間内に、本会会長に次の書類を提出しなければならない。

(1) 公募助成事業申請書(別記様式第1号)

(2) 団体の事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算の状況が分かる書類

(助成の審査)

第9条 助成の申請があった団体については、本会の事務局において、第1次審査の書類選考を実施し適否の判定を行う。第1次審査で助成候補となった団体については、本会が設置する審査委員会において、第2次審査のプレゼンテーションを行い、適否の判定及び助成額の決定を行う。

(審査結果の通知)

第10条 本会会長は前条の第1次審査において、適否の判定結果を、第1次審査採択通知書(別記様式第2号)、もしくは第1次審査不採択通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。第2次審査において決する適否の判定結果や助成額は、助成決定通知書(別記様式第4号)、もしくは助成不採択通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第11条 助成が決定した団体は、事業実施の前に助成金交付請求書(別記様式第6号)を本会会長へ提出するものとする。

(助成事業の変更)

第12条 助成の決定の後、やむを得ない理由により事業計画に変更が生じる場合は、事前に事業計画変更申請書(別記様式第7号)を本会会長へ提出するものとする。

2 本会会長は事業計画変更申請書の提出があった団体に対して、内容を審査し、その適否を事業計画承認通知書(別記様式第8号)、もしくは事業計画不承認通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

(助成の明示)

第13条 助成が決定した団体は、事業の実施にあたり、各種資料等にその事業が共同募金からの助成であることを明示するとともに、団体の事業計画・予算及び事業報告・決算等にその旨を明示しなければならない。

(事業報告)

第14条 助成を受けた団体は事業完了後、速やかに事業完了報告書(別記様式第10号)、事業報告・決算書類、及び関係書類を添付して本会会長へ事業の報告をしなければならない。

(助成の取り消し)

第15条 この要綱に違反した場合、及び次の各号に該当する場合、本会会長は助成の取り消しのほか、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 助成金を申請事業に使用しなかった場合

(2) 申請事業の遂行が困難になった場合

(3) 申請事業を中止した場合

(4) 助成金に余剰金が生じた場合

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、公募助成事業に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。